

議案第 3 9 号

港区特別区税条例の一部を改正する条例について

「地方税法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 2 号）等の施行に伴い、港区特別区税条例（昭和 3 9 年港区条例第 5 5 号）を改正します。

1 改正内容

（１）特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例の見直し

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を廃止します。【令和 9 年度分まで⇒期限の定めなし】

（２）住民税の住宅借入金等特別税額控除の特例措置の延長

所得税の住宅ローン控除の適用期限が 5 年間延長（居住開始年月日：令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで⇒令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日まで）されたことに伴い、当該措置を適用した際に、所得税額から控除しきれなかった額を住民税額から控除する期間についても延長します。

（３）優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の延長及び見直し

ア 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例（一定の要件に該当する場合、住民税が 5 % から 4 % に軽減）の適用期限を 3 年延長（令和 8 年度分まで⇒令和 1 1 年度分まで）します。

イ 土砂災害特別警戒区域等の土地等を譲渡した場合については、当該特例の適用対象から除外するよう見直します。

（４）軽自動車税のグリーン化特例の延長

より環境性能のよい自動車の普及を後押しする観点から、一部区分において、グリーン化特例の適用期限を 2 年延長します。

適用対象車	特例割合	適用期限
電気自動車及び天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合車又は平成21年排出ガス規制より窒素酸化物10%低減達成車両）等	75%軽減	令和10年度分 （今回延長）
平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成し、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車両	50%軽減	令和8年度分
平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成し、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両	25%軽減	令和7年度分

（５）その他規定の整備

公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者の範囲の見直し、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長、その他の規定を整備します。

２ 施行期日

- | | | |
|-----|--------------------|--------------------------|
| (1) | 1 (1)、(2) 及び (3) ア | 令和9年1月1日 |
| (2) | 1 (4) | 令和9年4月1日 |
| (3) | 1 (3) イ | 令和10年1月1日 |
| (4) | 1 (5) | 公布の日、令和9年1月1日又は令和10年1月1日 |

港区特別区税条例の一部を改正する条例の概要

改 正 項 目		改 正 内 容	改正条項	施行期日
1	所得割の課税標準	特定大口株主配当等の特定配当等への追加に伴う規定の整備	第 1 6 条	令和 9 年 1 月 1 日
2	寄附金税額控除	復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う規定の整備	第 2 0 条の 2	令和 1 0 年 1 月 1 日
3	区民税の申告	公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者の範囲の見直しに伴う規定の整備	第 2 2 条	令和 9 年 1 月 1 日
4	区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書	公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者の範囲の見直しに伴う規定の整備	第 2 3 条の 2	令和 9 年 1 月 1 日
5	区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書	公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者の範囲の見直しに伴う規定の整備	第 2 3 条の 3	令和 9 年 1 月 1 日
6	公益法人等に係る区民税の課税の特例	「地方税法」の規定の整備及び「公益信託に関する法律」の施行を踏まえ削除	付則第 2 条の 3	令和 9 年 1 月 1 日
7	特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例	適用期限の廃止 令和 9 年度分まで → 期限の定めなし	付則第 3 条	令和 9 年 1 月 1 日
8	区民税の住宅借入金等特別税額控除	適用期限の延長を踏まえ削除	付則第 3 条の 5	令和 9 年 1 月 1 日
9	区民税の住宅借入金等特別税額控除	・適用期限の 5 年延長に伴う規定の整備 令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで → 令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日まで（居住開始年月日） ・「地方税法」の条文番号繰り上げに伴う規定の整備	付則第 3 条の 5 の 2	・令和 9 年 1 月 1 日 ・公布の日
1 0	寄附金税額控除における特例控除額の特例	復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う規定の整備	付則第 3 条の 6	令和 1 0 年 1 月 1 日
1 1	肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例	・適用期限の 3 年延長 令和 9 年度分まで → 令和 1 2 年度分まで ・引用している「住宅借入金等特別税額控除」に係る規定の条文番号繰り上げに伴う規定の整備	付則第 4 条	令和 9 年 1 月 1 日

12	区民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等	復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う規定の整備	付則第5条の2	令和10年1月1日
13	軽自動車税の税率の特例	軽自動車税のグリーン化特例について、一部区分における特例の期限を2年延長（75%軽減の対象） 令和8年度分まで → 令和10年度分まで	付則第6条	令和9年4月1日
14	上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例	引用している「住宅借入金等特別税額控除」に係る規定の条文番号繰り上げに伴う規定の整備	付則第7条	令和9年1月1日
15	土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例	引用している「住宅借入金等特別税額控除」に係る規定の条文番号繰り上げに伴う規定の整備	付則第9条	令和9年1月1日
16	長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例	引用している「住宅借入金等特別税額控除」に係る規定の条文番号繰り上げに伴う規定の整備	付則第10条	令和9年1月1日
17	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例	・適用期限の延長 令和8年度分まで → 令和11年度分まで ・土砂災害特別警戒区域等における特例の適用除外	付則第11条	・令和9年1月1日 ・令和10年1月1日
18	短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例	引用している「住宅借入金等特別税額控除」に係る規定の条文番号繰り上げに伴う規定の整備	付則第12条	令和9年1月1日
19	一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例	引用している「住宅借入金等特別税額控除」に係る規定の条文番号繰り上げに伴う規定の整備	付則第13条	令和9年1月1日
20	先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例	引用している「住宅借入金等特別税額控除」に係る規定の条文番号繰り上げに伴う規定の整備	付則第14条	令和9年1月1日
21	特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例	引用している「住宅借入金等特別税額控除」に係る規定の条文番号繰り上げに伴う規定の整備	付則第14条の2	令和9年1月1日
22	条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例	引用している「住宅借入金等特別税額控除」に係る規定の条文番号繰り上げに伴う規定の整備	付則第14条の3	令和9年1月1日

港区特別区税条例新旧対照表

改正案	現行
(前略) (所得割の課税標準) 第十六条 (略) 2 (略) 3 法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等(次項及び第二十一条の二において「特定配当等」という。)(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)(に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4ゝ6 (略) (中略) (寄附金税額控除) 第二十条の二 (略) 2 前項の特例控除額は、法第三百十四条の七第十一項(法附則第五	(前略) (所得割の課税標準) 第十六条 (略) 2 (略) 3 法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第二十一条の二において「特定配当等」という。)(に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4ゝ6 (略) (中略) (寄附金税額控除) 第二十条の二 (略) 2 前項の特例控除額は、法第三百十四条の七第十一項(法附則第五

条の六第三項又は第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(中略)

(区民税の申告)

第二十二条 第十条第一号に掲げる者は、三月十五日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第四十八条の九の七に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを除く。）、法第三百十四条の二第四項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第二十三条の二第一項第三号並びに第二十三条の三第一項及び第二項

条の六第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(中略)

(区民税の申告)

第二十二条 第十条第一号に掲げる者は、三月十五日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第四十八条の九の七に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを除く。）、法第三百十四条の二第四項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第二十三条の二第一項第三号及び第二十三条の三第一項において同じ。）

第四号において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第二十条の二の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）並びに第十一条第二項に規定する者（施行規則第二条の二第一項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2ゝ9 （略）

（中略）

（区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第二十三条の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第二十条の二の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）並びに第十一条第二項に規定する者（施行規則第二条の二第一項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2ゝ9 （略）

（中略）

（区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第二十三条の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一 (略)

二 所得割の納税義務者（合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第一項第二号において同じ。）（合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。）の氏名

三・四 (略)

2ゝ4 (略)

5 給与所得者は、第一項及び第三項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第四十八条の九の七の二において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第五項及び第三十五条の九第三項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

（区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第二十三条の三 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公

一 (略)

二 所得割の納税義務者（合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。）の氏名

三・四 (略)

2ゝ4 (略)

5 給与所得者は、第一項及び第三項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第四十八条の九の七の二において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第四項及び第三十五条の九第三項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

（区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第二十三条の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適

的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

二 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第十条第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にす

用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第三十五条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。第二号において同じ。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて、退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有するもの（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一 当該公的年金等支払者の名称

二 特定配偶者の氏名

る配偶者（合計所得金額が九十五万円以下であるものに限り。）をいう。次号及び次項第三号において同じ。）（退職手当等（第三十五条の二に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限り。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限り。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限り。）を有する者

三 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限り。）の支払を受ける第十条第一号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第四十八条の九の七の三に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が八十五万円以下であるものに限り。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等支払者の名称

二 公的年金等受給者が、法第三百十四条の二第一項第六号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合には

三 扶養親族又は特定親族の氏名

四 その他施行規則で定める事項

その旨

三 特定配偶者の氏名

四 扶養親族又は特定親族の氏名

五 その他施行規則で定める事項

- 3| 第一項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第一項又は同条第一項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合限り、施行規則で定めるところにより、第一項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第一項又は同条第一項の規定による申告書を提出することができる。

4| (略)

- 5| 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第四十八条の九の八において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 2| 前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、

当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を提出することができる。

3| (略)

- 4| 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第四十八条の九の七の三において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6| 前項の規定の適用がある場合における第四項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(中略)

付 則

(中略)

第二条の三 削除

5| 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(中略)

付 則

(中略)

(公益法人等に係る区民税の課税の特例)

第二条の三 当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段(同条第六項から第十項まで及び第十一項(同条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第四十条第三項に規定する公益法人等(同条第六項から第十一項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第三項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第三条の二の三で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第四十条第六項から第十一項までの規定により特定贈与等に係る財

(中略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第三条 平成三十年度以後の各年度分の区民税に限り、法附則第四条の五第三項の規定に該当する場合における第十八条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項(第二号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の五第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(中略)

産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る区民税の所得割を課する。

(中略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第三条 平成三十年度から令和九年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第四条の五第三項の規定に該当する場合における第十八条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項(第二号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の五第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(中略)

(区民税の住宅借入金等特別税額控除)

第三条の五 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限

〔区民税の住宅借入金等特別税額控除〕

第三条の五 平成二十二年度から令和二十五年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年が平成二十一年から令和十二年までの各年である場合に限る。）には、法附則第五条の四第五項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

る。）においては、法附則第五条の四第六項に規定するところにより控除すべき額（第三項において「区民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第十九条及び第二十条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2| 前項の規定の適用がある場合における第二十一条及び第二十一条の二第二項の規定の適用については、第二十一条中「前三条」とあるのは「前三条及び付則第三条の五第一項」と、同項中「前条まで」とあるのは「前条まで及び付則第三条の五第一項」とする。

3| 第一項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、同項の規定の適用を受けようとする旨及び区民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した区民税の住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を区長に提出した場合（法附則第五条の四第九項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第三条の五の二 平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第五項（同

に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第十九条及び第二十条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十一条及び第二十一条の二第二項の規定の適用については、第二十一条中「前三条」とあるのは「前三条及び付則第三条の五第一項」と、第二十一条の二第二項中「第十九条から前条まで」とあるのは「第十九条から前条まで及び付則第三条の五第一項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第三条の六 第二十条の二の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第三百十四条の七第十一項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第七条第一項、付則第九条第一項、付則第十条第一項、付則第十二条第一項、付則第十三条第一項、付則第十三条の二第二項又は付則第十四条第一項の規定の適用を受けるときは、第二十条の二第二項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第五条の五第二項（法附則第五条の六第三項又は第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（中略）

条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第十九条及び第二十条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十一条及び第二十一条の二第二項の規定の適用については、第二十一条中「前三条」とあるのは「前三条及び付則第三条の五の二第二項」と、第二十一条の二第二項中「第十九条から前条まで」とあるのは「第十九条から前条まで及び付則第三条の五の二第二項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第三条の六 第二十条の二の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第三百十四条の七第十一項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第七条第一項、付則第九条第一項、付則第十条第一項、付則第十二条第一項、付則第十三条第一項、付則第十三条の二第二項又は付則第十四条第一項の規定の適用を受けるときは、第二十条の二第二項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第五条の五第二項（法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（中略）

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第四条 昭和五十七年度から令和十二年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第六条第四項に規定する場合において、第二十二条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十三条第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第六条第五項に規定する場合において、第二十二条第一項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第十六条から第二十一条まで並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の六の規定にかかわらず、法附則第六条第五項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(中略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第四条 昭和五十七年度から令和九年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第六条第四項に規定する場合において、第二十二条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十三条第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第六条第五項に規定する場合において、第二十二条第一項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第十六条から第二十一条まで並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項、第三条の五の二第一項及び第三条の六の規定にかかわらず、法附則第六条第五項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(中略)

第五条の二 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第三項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第七条第十三項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第七条の二第四項（法附則第七条の三第三項又は第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第二十条の二第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（軽自動車税の税率の特例）

第六条 （略）

2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)～第二号イ	(略)	(略)
(3)ロ		

3 法附則第三十条第三項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和七年四

第五条の二 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第三項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第七条第十三項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第七条の二第四項に規定するところにより控除すべき額を、第二十条の二第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（軽自動車税の税率の特例）

第六条 （略）

2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)～第二号イ	(略)	(略)
(3)ロ		

3 法附則第三十条第三項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和四年四

月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和八年度分の軽自動車税に限り、同項第二号イ(2)中「三千九百円」とあるのは「二千円」と、同号イ(3)イ中「六千九百円」とあるのは「三千五百円」とする。

4 (略)

(中略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

第七条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項前段、第二十一条、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とある

月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、同項第二号イ(2)中「三千九百円」とあるのは「二千円」と、同号イ(3)イ中「六千九百円」とあるのは「三千五百円」とする。

4 (略)

(中略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

第七条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項前段、第二十一条、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、

のは「所得割の額及び付則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三〇五 (略)

(中略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第九条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項並びに付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三〇五 (略)

(中略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第九条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項前段、第二十一条の二第二項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三〇五 (略) 4 (略)	(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)	第十條 (略)	2 (略)	3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	一 (略)	二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十條第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項前段、第二十一条、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十條第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十條第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。	三〇五 (略)	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)
額」とする。 三〇五 (略) 4 (略)	(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)	第十條 (略)	2 (略)	3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	一 (略)	二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十條第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項前段、第二十一条、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十條第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十條第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。	三〇五 (略)	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十一条 昭和六十三年度から令和十一年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 （略）

2 前項の規定は、昭和六十三年度から令和十一年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第六項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第三十四条の二第十二項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものと

第十一条 昭和六十三年度から令和八年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 （略）

2 前項の規定は、昭和六十三年度から令和八年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第三十四条の二第十項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみな

みなす。

3
(略)

4 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(中略)

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十二条 (略)

2
3
4 (略)

す。

3
(略)

(中略)

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十二条 (略)

2
3
4 (略)

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項前段、第二十一条、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三 五 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第十三条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項前段、第二十一条、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三 五 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第十三条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十三条第一項の規定による区民税の所

の二第二項前段、第二十一条、第二十一条の二第二項並びに付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三〇五 (略)

(中略)

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)

第十四条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第二項並びに付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項前段、第二十一条、第二十一条の二第二項並びに付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条第一項の規定による区民税

得割の額」と、第二十条の二第二項前段、第二十一条、第二十一条の二第二項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三〇五 (略)

(中略)

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)

第十四条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第二項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第二項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項前段、第二十一条、第二十一条の二第二項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の

の所得割の額」と、第二十条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三〇五 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第十四条の二 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第二項並びに付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第二項前段、第二十一条及び第二十一条の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の二第二項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の二第二項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の二第二項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三〇五 (略)

3・4 (略)

額並びに付則第十四条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三〇五 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第十四条の二 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第二項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第二項前段、第二十一条及び第二十一条の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の二第二項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の二第二項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の二第二項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三〇五 (略)

3・4 (略)

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の二第三項後段の規定による区民税の所得割の額」と、付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の二第三項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の二第三項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三 五 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第十四条の三 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十二

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の二第三項後段の規定による区民税の所得割の額」と、付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の二第三項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の二第三項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三 五 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第十四条の三 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十二

一条の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の三第一項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の三第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の三第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三〇五 (略)

3・4 (略)

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第二項前段、第二十一条及び第二十一条の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の三第三項後段の規定による区民税の所得割の額」と、付則第三条の三第一項及び第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の三第三項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の三第三項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の三第一項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の三第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の三第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三〇五 (略)

3・4 (略)

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第二項の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第二項前段、第二十一条及び第二十一条の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の三第三項後段の規定による区民税の所得割の額」と、付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の三第三項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の三第三項後段の規定による

三〇五 (略)

6 (略)

(後略)

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 付則第三条の五の二第一項の改正規定(附則第五条の四の二第五項)を「附則第五条の四第五項」に改める部分に限る。) 公布の日

二 付則第六条第二項及び第三項の改正規定並びに第三条の規定
令和九年四月一日

三 第二十條の二第二項の改正規定並びに付則第三条の六及び付則
第五条の二の改正規定並びに付則第十一条の改正規定(同条第一
項及び第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める部分
を除く。)並びに次条第三項の規定 令和十年一月一日

(区民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の港区特別区税条例(以下「新条例」という。)第二十三条の三第一項及び第二項の規定は、この条例の

る区民税の所得割の額の合計額」とする。

三〇五 (略)

6 (略)

(後略)

施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の港区特別区税条例第二十三条の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2| 新条例付則第三条の五第一項及び第二項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含む、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、

区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例付則第十一条第四項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第十条第一項の土地等の譲渡について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第三条 新条例付則第六条第二項及び第三項の規定は、令和九年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和八年度分の軽自動車税及び令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。